

九州地方年金記録訂正審議会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

平成28年4月12日現在

石立 修	元福岡県社会保険労務士会副会長
板井 謙次	福岡県社会保険労務士会副会長
市川 武雄	税理士
岩城 和代	弁護士
大久保 眞照	元福岡市交通局総務部長
大城 寛	元那覇市市民部年金課長
尾畠 正明	元福岡県社会保険労務士会副会長
片野 明子	行政相談委員
草場 明子	九州北部税理士会理事、九州北部税理士会西福岡支部副支部長
小島 幸江	行政相談委員
後藤 権治	税理士
古波鮫 勝美	行政相談委員
佐藤 至	弁護士
新庄 多嘉吉	元北九州市保健福祉局理事
末松 宏	福岡県社会保険労務士会副会長
玉城 辰彦	元沖縄弁護士会会長
田村 襄	九州北部税理士会顧問、日本税理士会連合会相談役
鉄川 さえ子	九州北部税理士会理事
当山 恵子	沖縄税理士会公益活動対策部副部長
富川 泰幸	沖縄県社会保険労務士会会長
廣底 清美	社会保険労務士
藤井 克己	元福岡県弁護士会会長、元日本弁護士連合会副会長
淵上 茂	行政相談委員
古屋 勇一	弁護士
村井 正昭	元福岡県弁護士会副会長

平成27年度 業務実績報告(九州厚生局)

資料2

平成28年3月31日現在

1 請求書受付件数

(単位:件)

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
国民年金	受付(A)	20	8	7	7	10	6	5	5	6	8	7	3	92	
	回付不要(B)	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	
	総務省引継分(再掲)	(A)	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
		(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険	受付(A)	49	20	19	26	30	14	33	15	20	22	19	88	355	
	回付不要(B)	2	4	8	12	19	2	3	18	7	6	7	77	165	
	総務省引継分(再掲)	(A)	43	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51
		(B)	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
脱退手当金	受付(A)	1	0	0	2	1	2	0	0	1	1	0	0	8	
	回付不要(B)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
	総務省引継分(再掲)	(A)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	受付(A)	70	28	26	35	41	22	38	20	27	31	26	91	455	
	回付不要(B)	2	4	8	13	19	2	4	19	7	6	7	77	168	
	総務省引継分(再掲)	(A)	60	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68
		(B)	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6

2 処理件数

(単位:件)

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
国民年金	訂正	局	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3
		機構	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
	不訂正	0	0	9	6	5	7	9	6	7	3	2	11	65	
	却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	取下	3	1	0	0	0	1	0	2	1	0	1	1	10	
	合計		3	1	10	7	5	9	10	9	8	3	3	12	80
厚生年金保険	訂正	局	0	0	5	6	5	6	2	1	3	5	6	12	51
		機構	2	4	8	12	19	2	3	18	7	6	7	77	165
	不訂正	0	0	9	11	5	13	14	6	5	3	6	6	78	
	却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	取下	3	4	1	2	3	2	6	1	2	0	3	3	30	
	合計		5	8	23	31	32	23	25	26	17	14	22	99	325
脱退手当金	訂正	局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		機構	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	不訂正	0	0	0	1	0	1	0	1	2	0	0	1	6	
	却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	取下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計		0	0	0	1	0	1	1	1	2	0	0	1	7
合計	訂正	局	0	0	6	6	5	7	3	1	3	5	6	12	54
		機構	2	4	8	13	19	2	4	19	7	6	7	77	168
	不訂正	0	0	18	18	10	21	23	13	14	6	8	18	149	
	却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	取下	6	5	1	2	3	3	6	3	3	0	4	4	40	
	合計		8	9	33	39	37	33	36	36	27	17	25	112	412

3 標準処理期間内の処理件数

(1) 処理済み(取下げを除く)

(2) 処理未了

	103日以内	104日以上	合計	103日以内	104日以上	合計
国民年金	61	7	68	12	0	12
厚生年金保険	106	24	130	27	3	30
脱退手当金	6	0	6	1	0	1
合計	173	31	204	40	3	43

※標準処理期間…日本年金機構から当局に請求書が回付された時から決定通知書を請求者に発出するまでの間を処理期間とし、103日を定めている。

*各月内の実際に取り扱った数値を計上。本省HPIに公表されている数値(翌月上旬メ)の数値とは差異が生じているが総計は同じである。

平成27年度における年金記録の訂正手続の現況等

平成28年3月
厚生労働省年金局

1 訂正請求の受付・処理状況(平成27年3月～12月計〔速報値〕)について

受 付 状 況		処 理 状 況		処 理 中 事 案 状 況	
受付件数	6,325件	処理件数	4,350件	処理中件数	1,975件 (平成27年12月31日現在)
[制度別内訳]		[制度別内訳]		[制度別内訳]	
国民年金事案	886件	国民年金事案	598件	国民年金事案	288件
厚生年金保険事案	5,439件	厚生年金保険事案	3,752件	厚生年金保険事案	1,687件
(うち脱退手当金事案件	78件)	(うち脱退手当金事案件	54件)	(うち脱退手当金事案件	24件)
[受付時期別内訳]		[処理別内訳]		[処理段階別内訳]	
切替事案 ^(※)	760件	厚生局処理	1,916件	年金機構処理中	1,148件
平成27年3月	463件	訂正決定 815件 不訂正決定 1,094件 請求却下 7件	日本年金機構訂正 2,137件 請求取下げ等 297件	厚生局処理中	827件
平成27年4月～12月	5,102件			厚生局審査中	753件
(27年度一月当たり	567件)			地方審議会諮問中	65件
				決定処理中	9件

※ 「切替事案」とは、平成27年2月末日までに総務大臣あてに行われた年金記録の確認申立てのうち、平成27年4月1日付で訂正請求に切り替えた事案。このうち1件は、厚生年金保険と脱退手当金の請求期間がある事案のため、厚生年金保険事案と脱退手当金事案にそれぞれ1件を計上している。

2 年金記録に係る確認申立て・訂正請求の受付・処理状況

	総務省への確認申立て						訂正請求
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成27年 3月～12月
受付件数	59,912 (4,993)	27,607 (2,301)	17,883 (1,490)	18,039 (1,503)	9,245 (840)	0	6,325 (633)
処理件数	68,795 (5,733)	48,961 (4,080)	20,623 (1,719)	17,776 (1,481)	13,363 (1,114)	503	4,350 (483)
第三者委員会で処理 地方厚生(支)局で処理	59,260 (4,938)	40,422 (3,369)	11,112 (926)	7,814 (651)	5,738 (478)	7	1,916 (213)
訂正が必要と判断 訂正決定	30,381 (2,532)	19,631 (1,636)	5,454 (455)	4,308 (359)	3,132 (261)	0	815 (91)
訂正が不要と判断 不訂正決定	28,879 (2,407)	20,791 (1,733)	5,658 (472)	3,506 (292)	2,606 (217)	7	1,094 (122)
請求却下	—	—	—	—	—	—	7
日本年金機構で記録訂正	2,458 (205)	5,063 (422)	8,146 (679)	8,865 (739)	5,753 (479)	492	2,137 (237)
確認申立ての取下げ等 訂正請求の取下げ等	7,077 (590)	3,476 (290)	1,365 (114)	1,097 (91)	1,872 (156)	4	297 (33)

- 注) 1. ()内は、一月当たり平均件数である。
 2. 「総務省への確認申立て」に係る件数は、総務省HP「年金記録確認第三者委員会の活動実績」による。
 3. 「総務省への確認申立て」の平成26年度の受付件数は、平成26年4月から平成27年2月までの11か月について計上している。
 4. 「総務省への確認申立て」の平成27年度の処理件数は、第三者委員会の廃止(平成27年6月30日)までに処理した事案である。
 5. 「訂正請求」の受付件数には切替事案(759件)を含む。ただし、このうち1件は厚生年金保険と脱退手当金の請求期間がある事案のため、760件として計上している。
 6. 「訂正請求」の処理件数の一月当たり平均件数は、地方厚生(支)局の処理が始まった平成27年4月から12月までの9か月として計上している。

3 年金記録の訂正に係る請求内容(事案類型)

総務省への確認申立て			訂正請求		
請求内容(事案類型)	申立件数	割合	請求内容(事案類型)	請求件数	割合
〔国民年金〕			〔国民年金〕		
・ 保険料納付に係る事案	121,852 件	95.5 %	・ 保険料納付に係る事案	447 件	92.2 %
・ 免除に係る事案	3,439 件	2.7 %	・ 免除に係る事案	35 件	7.3 %
・ 還付記録がある申立事案	2,076 件	1.6 %			
〔厚生年金保険〕			〔厚生年金保険〕		
・ 被保険者期間相違に係る事案	111,500 件	52.4 %	・ 標準賞与額相違に係る事案	567 件	44.5 %
・ 標準賞与額相違に係る事案	72,737 件	34.2 %	・ 被保険者期間相違に係る事案	546 件	42.9 %
・ 標準報酬月額相違に係る事案	28,145 件	13.2 %	・ 標準報酬月額相違に係る事案	155 件	12.2 %
〔脱退手当金〕			〔脱退手当金〕		
・ 脱退手当金不受給に係る事案	13,424 件	100.0 %	・ 全期間不受給に係る事案	29 件	90.6 %
			・ 一部期間不受給に係る事案	3 件	9.4 %

- 注) 1 総務省への確認申立てに係る件数は、平成19年7月から平成26年6月までに処理した事案について計上している。(平成27年5月「年金記録確認第三者委員会活動実績報告書」より)
- 2 「申立件数」とは、確認申立書に記載された申立期間を1件と計上したものである(1枚の確認申立書につき複数の申立件数があり得る。)
- 3 訂正請求に係る件数は、平成27年3月から同年9月までに地方厚生(支)局が処理した事案について計上している(速報値)。
- 4 「請求件数」とは、訂正請求書に記載された請求期間を1件と計上したものである(1枚の訂正請求書につき複数の請求件数があり得る。)
- 5 「割合」とは、各制度の総申立件数(総請求件数)に対する各事案の申立件数(請求件数)の割合である。

3 年金記録の訂正に係る請求内容(事案類型)

〔国民年金〕

保険料納付に係る事案……申立期間(請求期間)について保険料を納付したと申立人(請求者)が主張する事案
免除に係る事案……申立期間(請求期間)について免除申請を行ったと申立人(請求者)が主張する事案
還付記録がある事案……還付記録が間違っている又は還付金を受け取っていないと申立人が主張する事案

〔厚生年金保険〕

被保険者期間相違に係る事案……資格取得日や資格喪失日が間違っていると申立人(請求者)が主張する事案
標準賞与額相違に係る事案……賞与額の支払日や金額が間違っていると申立人(請求者)が主張する事案
標準報酬月額相違がある事案……標準報酬月額の金額が間違っていると申立人(請求者)が主張する事案

〔脱退手当金〕

国に支給記録があるが、当該記録の全期間又は一部期間について脱退手当金を受給していないと申立人(請求者)が主張する事案

4 年金記録を訂正した事案の割合

訂正請求に応じて年金記録を訂正した事案の割合 73.0%(平成27年4月～12月〔速報値〕)※¹

(参考)

年金記録に係る確認申立てに応じて年金記録の回復を図った事案の割合※²

平成24年度 70.6% 平成25年度 79.0% 平成26年度 77.3%

※¹ 訂正決定した事案件数と日本年金機構が訂正処理した件数の和を訂正決定した事案件数、不訂正決定した事案件数及び日本年金機構が訂正処理した件数の和で除した割合

※² 訂正が必要と判断した事案件数と日本年金機構が訂正処理した件数の和を訂正が必要と判断した事案件数、訂正が不要と判断した事案件数及び日本年金機構が訂正処理した件数の和で除した割合

注 第三者委員会に係る数値は、総務省HP「年金記録確認第三者委員会の活動実績」による。

5 「年金記録の訂正に関する事業状況」(平成27年度)骨子案

「年金記録の訂正に関する事業状況」の趣旨

訂正請求の受付状況、処理状況、地方審議会の開催状況などの事業実績を取りまとめる他、今後の年金事業の運営に資するため、被保険者の年齢階層、事案の種類、請求期間など請求内容に係る分析を行い、これらの結果を「年金記録の訂正に関する事業状況」として作成・公表する。

掲載する主な項目

- ① 訂正請求の受付・処理状況……受付件数、厚生局処理件数、年金機構処理件数
- ② 切替事案に係る受付・処理状況……同上(※平成27年度限り)
- ③ 訂正請求の内容の分析
 - 請求者等の状況……請求者区分(被保険者本人・遺族)別、被保険者性別別、被保険者年齢階層別
 - 請求内容の状況……請求期間の時期別、請求期間の月数別、事案類型別
 - 処分別の状況……全期間訂正・一部期間訂正の別、事案類型別、訂正月数状況
 - 関連資料・周辺事情の状況……積極的・消極的事情の状況
- ④ その他の事業実績……地方審議会の開催状況等
- ⑤ 事務実施体制等……厚生労働省・厚生局・訂正分科会・地方審議会の実施体制

**年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等
平成27年3月～12月(速報値)**

(参 考 資 料)

I-1 年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況

(件)

	平成27年3月～12月計		
	国民年金	厚生年金保険	計
受付件数	886	5,439	6,325
処理件数	598	3,752	4,350
地方厚生(支)局で処理	511	1,405	1,916
訂正決定	77	738	815
不訂正決定	429	665	1,094
請求却下	5	2	7
日本年金機構で記録訂正	19	2,118	2,137
訂正請求の取下げ等	68	229	297
処理中事案件数	288	1,687	1,975

- 注) 1 受付件数は、平成27年3月から同年12月までの間に年金事務所が訂正請求書を受理した件数である。
- 2 受付件数は、総務大臣あてに行われた年金記録の確認申立のうち、平成27年4月1日付で厚生労働大臣への訂正請求に切り替えた事案759件を含む。このうち1件は、厚生年金保険と脱退手当金の請求期間がある事案のため、受付件数は760件として計上している。
- 3 処理件数は、当該期間中に①地方厚生(支)局が処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数(全ての請求期間を訂正した場合に限る。)、③訂正請求が取下げ等となった件数である。
- 4 訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案を含む。
- 5 処理中事案は、平成27年12月31日時点で地方厚生(支)局若しくは日本年金機構において審査中、又は地方年金記録訂正審議会に諮問中若しくは地方厚生(支)局において決定処理中の事案の件数である。

I-2 地方厚生(支)局別・年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況

制度	件数の区分	北海道厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸厚生局	近畿厚生局	中国四国厚生局	四国厚生支局	九州厚生局	計
				本局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
国民年金	受付件数	35	57	131	73	142	77	76	173	28	15	79	886
	処理件数	23	39	104	53	87	62	47	93	20	10	60	598
	地方厚生(支)局で処理	22	36	95	44	73	58	46	58	19	8	52	511
	訂正決定	6	1	17	10	18	8	8	2	4	0	3	77
	不訂正決定	15	35	78	33	55	49	37	55	15	8	49	429
	請求却下	1	0	0	1	0	1	1	1	0	0	0	5
	日本年金機構で記録訂正	1	0	2	1	3	1	1	8	0	0	2	19
	訂正請求の取下げ等	0	3	7	8	11	3	0	27	1	2	6	68
処理中事案件数	12	18	27	20	55	15	29	80	8	5	19	288	
厚生年金	受付件数	170	267	823	376	1,320	454	650	843	144	107	285	5,439
	処理件数	121	201	512	216	1,003	365	408	541	112	82	191	3,752
	地方厚生(支)局で処理	47	70	215	98	232	143	214	187	72	31	96	1,405
	訂正決定	24	21	122	66	140	75	116	93	47	6	28	738
	不訂正決定	23	49	93	32	92	67	97	94	25	25	68	665
	請求却下	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
	日本年金機構で記録訂正	67	116	256	103	738	202	164	326	34	37	75	2,118
	訂正請求の取下げ等	7	15	41	15	33	20	30	28	6	14	20	229
処理中事案件数	49	66	311	160	317	89	242	302	32	25	94	1,687	
計	受付件数	205	324	954	449	1,462	531	726	1,016	172	122	364	6,325
	処理件数	144	240	616	269	1,090	427	455	634	132	92	251	4,350
	地方厚生(支)局で処理	69	106	310	142	305	201	260	245	91	39	148	1,916
	訂正決定	30	22	139	76	158	83	124	95	51	6	31	815
	不訂正決定	38	84	171	65	147	116	134	149	40	33	117	1,094
	請求却下	1	0	0	1	0	2	2	1	0	0	0	7
	日本年金機構で記録訂正	68	116	258	104	741	203	165	334	34	37	77	2,137
	訂正請求の取下げ等	7	18	48	23	44	23	30	55	7	16	26	297
処理中事案件数	61	84	338	180	372	104	271	382	40	30	113	1,975	

- 注) 1 受付件数は、平成27年3月から同年12月までに当該地方厚生(支)局管内の年金事務所が訂正請求書を受理した件数である。
2 受付件数は、総務大臣あてに行われた年金記録の確認申立のうち、平成27年4月1日付で厚生労働大臣への訂正請求に切り替えた事案759件を含む。このうち1件は、厚生年金保険と脱退手当金の請求期間がある事案のため、受付件数は760件として計上している。
3 処理件数は、平成27年3月から同年12月までに①地方厚生(支)局が処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数(全ての請求期間を訂正した場合に限る。)、③訂正請求が取下げ等となった件数である。
4 訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案を含む。
5 処理中事案は、平成27年12月31日時点で地方厚生(支)局若しくは日本年金機構において審査中、又は地方年金記録訂正審議会に諮問中若しくは地方厚生(支)局において決定処理中の事案の件数である。

Ⅱ 地方厚生(支)局別・訂正請求の受付件数、厚生局への送付件数

		訂正請求の受付件数					厚生局への送付件数						
		国民年金	厚生年金			脱退手当金	計	国民年金	厚生年金			脱退手当金	計
			個別請求	一括請求	計				個別請求	一括請求	計		
北海道厚生局		35	151	18	169	1	205	29	80	0	80	1	110
東北厚生局		57	161	102	263	4	324	48	97	18	115	4	167
関東信越厚生局	本局	131	426	387	813	10	954	120	265	28	293	8	421
	千葉分室	73	239	133	372	4	449	65	145	6	151	4	220
	東京分室	142	497	814	1,311	9	1,462	118	297	54	351	9	478
	神奈川分室	77	269	177	446	8	531	72	185	17	202	6	280
東海北陸厚生局		76	438	200	638	12	726	68	289	48	337	10	415
近畿厚生局		173	442	385	827	16	1,016	128	249	63	312	13	453
中国四国厚生局		28	104	38	142	2	172	27	83	6	89	2	118
四国厚生支局		15	85	18	103	4	122	11	48	1	49	4	64
九州厚生局		79	193	84	277	8	364	68	129	9	138	7	213
計		886	3,005	2,356	5,361	78	6,325	754	1,867	250	2,117	68	2,939

- 注) 1 「訂正請求の受付件数」は、平成27年3月から同年12月までの間に、当該地方厚生(支)局管内の年金事務所が受理した事案の件数である。
2 「厚生局への送付件数」は、年金事務所における審査が終了し、平成27年4月から同年12月までの間に、年金事務所が地方厚生(支)局に送付した事案の件数である。
3 「個別請求」とは、「一括請求」以外の訂正請求であり、「一括請求」とは、厚生年金事案のうち事業主が従業員から保険料を控除しながら保険料納付を行わなかったとして過誤を認め、該当する複数の従業員又は従業員であった者からの訂正請求が事業所を単位として一括して行われる事案である。

Ⅲ－1 地方厚生(支)局別・制度別処理件数

	国民年金			厚生年金				脱退手当金		計				
	(内訳)	個別請求	(内訳)	一括請求	(内訳)	計	(内訳)	(内訳)	計	(内訳)				
											(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)
北海道厚生局	22	訂正決定 6 不訂正決定 15 請求却下 1	47	訂正決定 24 不訂正決定 23 請求却下 0	0	訂正決定 0 不訂正決定 0 請求却下 0	47	訂正決定 24 不訂正決定 23 請求却下 0	0	訂正決定 0 不訂正決定 0 請求却下 0	69	訂正決定 30 不訂正決定 38 請求却下 1		
東北厚生局	36	訂正決定 1 不訂正決定 35 請求却下 0	64	訂正決定 20 不訂正決定 44 請求却下 0	3	訂正決定 1 不訂正決定 2 請求却下 0	67	訂正決定 21 不訂正決定 46 請求却下 0	3	訂正決定 0 不訂正決定 3 請求却下 0	106	訂正決定 22 不訂正決定 84 請求却下 0		
関東信越厚生局	本局	95	訂正決定 17 不訂正決定 78 請求却下 0	189	訂正決定 100 不訂正決定 89 請求却下 0	21	訂正決定 21 不訂正決定 0 請求却下 0	210	訂正決定 121 不訂正決定 89 請求却下 0	5	訂正決定 1 不訂正決定 4 請求却下 0	310	訂正決定 139 不訂正決定 171 請求却下 0	
		千葉分室	44	訂正決定 10 不訂正決定 33 請求却下 1	95	訂正決定 65 不訂正決定 30 請求却下 0	0	訂正決定 0 不訂正決定 0 請求却下 0	95	訂正決定 65 不訂正決定 30 請求却下 0	3	訂正決定 1 不訂正決定 2 請求却下 0	142	訂正決定 76 不訂正決定 65 請求却下 1
		東京分室	73	訂正決定 18 不訂正決定 55 請求却下 0	189	訂正決定 105 不訂正決定 84 請求却下 0	38	訂正決定 35 不訂正決定 3 請求却下 0	227	訂正決定 140 不訂正決定 87 請求却下 0	5	訂正決定 0 不訂正決定 5 請求却下 0	305	訂正決定 158 不訂正決定 147 請求却下 0
	神奈川分室	58	訂正決定 8 不訂正決定 49 請求却下 1	129	訂正決定 66 不訂正決定 62 請求却下 1	9	訂正決定 9 不訂正決定 0 請求却下 0	138	訂正決定 75 不訂正決定 62 請求却下 1	5	訂正決定 0 不訂正決定 5 請求却下 0	201	訂正決定 83 不訂正決定 116 請求却下 2	
東海北陸厚生局	46	訂正決定 8 不訂正決定 37 請求却下 1	159	訂正決定 68 不訂正決定 90 請求却下 1	47	訂正決定 47 不訂正決定 0 請求却下 0	206	訂正決定 115 不訂正決定 90 請求却下 1	8	訂正決定 1 不訂正決定 7 請求却下 0	260	訂正決定 124 不訂正決定 134 請求却下 2		
近畿厚生局	58	訂正決定 2 不訂正決定 55 請求却下 1	143	訂正決定 58 不訂正決定 85 請求却下 0	34	訂正決定 34 不訂正決定 0 請求却下 0	177	訂正決定 92 不訂正決定 85 請求却下 0	10	訂正決定 1 不訂正決定 9 請求却下 0	245	訂正決定 95 不訂正決定 149 請求却下 1		
中国四国厚生局	19	訂正決定 4 不訂正決定 15 請求却下 0	66	訂正決定 43 不訂正決定 23 請求却下 0	4	訂正決定 4 不訂正決定 0 請求却下 0	70	訂正決定 47 不訂正決定 23 請求却下 0	2	訂正決定 0 不訂正決定 2 請求却下 0	91	訂正決定 51 不訂正決定 40 請求却下 0		
四国厚生支局	8	訂正決定 0 不訂正決定 8 請求却下 0	28	訂正決定 5 不訂正決定 23 請求却下 0	1	訂正決定 1 不訂正決定 0 請求却下 0	29	訂正決定 6 不訂正決定 23 請求却下 0	2	訂正決定 0 不訂正決定 2 請求却下 0	39	訂正決定 6 不訂正決定 33 請求却下 0		
九州厚生局	52	訂正決定 3 不訂正決定 49 請求却下 0	88	訂正決定 26 不訂正決定 62 請求却下 0	3	訂正決定 2 不訂正決定 1 請求却下 0	91	訂正決定 28 不訂正決定 63 請求却下 0	5	訂正決定 0 不訂正決定 5 請求却下 0	148	訂正決定 31 不訂正決定 117 請求却下 0		
計	511	訂正決定 77 不訂正決定 429 請求却下 5	1,197	訂正決定 580 不訂正決定 615 請求却下 2	160	訂正決定 154 不訂正決定 6 請求却下 0	1,357	訂正決定 734 不訂正決定 621 請求却下 2	48	訂正決定 4 不訂正決定 44 請求却下 0	1,916	訂正決定 815 不訂正決定 1,094 請求却下 7		

注) 1 平成27年4月から同年12月までの間に地方厚生(支)局において処分した事案の件数である。
2 「訂正決定」は、請求期間の一部について訂正決定した事案を含む。

Ⅲ-2 受付年金事務所所在地(都道府県)別・年金事務所段階における訂正処理件数

		国民年金	厚生年金	脱退手当金	計
北海道		1	69	0	70
(東北厚生局)	青森県	0	0	0	0
	岩手県	0	15	0	15
	宮城県	0	60	0	60
	秋田県	0	7	0	7
	山形県	0	0	0	0
	福島県	0	36	0	36
	(関東信越厚生局)				
茨城県	0	8	0	8	
栃木県	1	14	0	15	
群馬県	0	9	0	9	
埼玉県	0	141	0	141	
千葉県	1	108	0	109	
東京都	3	742	0	745	
神奈川県	1	205	0	206	
新潟県	0	3	0	3	
山梨県	1	2	0	3	
長野県	0	93	0	93	
(東海北陸厚生局)	富山県	0	24	0	24
	石川県	0	2	0	2
	岐阜県	0	7	0	7
	静岡県	0	12	0	12
	愛知県	1	115	0	116
	三重県	0	16	0	16

		国民年金	厚生年金	脱退手当金	計
(近畿厚生局)	福井県	0	1	0	1
	滋賀県	0	31	0	31
	京都府	0	38	0	38
	大阪府	3	217	0	220
	兵庫県	0	48	0	48
	奈良県	4	14	0	18
	和歌山県	1	2	0	3
	(中国四国厚生局)				
鳥取県	0	0	0	0	
島根県	0	1	0	1	
岡山県	0	2	0	2	
広島県	0	14	0	14	
山口県	0	18	0	18	
(四国厚生支局)					
徳島県	0	1	0	1	
香川県	0	7	0	7	
愛媛県	0	23	0	23	
高知県	0	6	0	6	
(九州厚生局)	福岡県	2	52	0	54
	佐賀県	0	5	0	5
	長崎県	0	3	1	4
	熊本県	0	9	0	9
	大分県	0	6	0	6
	宮崎県	0	1	0	1
	鹿児島県	0	1	0	1
	沖縄県	0	3	0	3
計		19	2,191	1	2,211

- 注) 1 平成27年3月から同年12月までの間に年金事務所において訂正処理した事案の件数である。
 2 訂正請求書記載の複数の請求期間のうち一部の期間について訂正した事案(74件)を含む。

IV 地方厚生(支)局別・訂正請求の取下げ、処理終了件数

	国民年金			厚生年金			脱退手当金			計			
	請求取下げ	処理終了	計	請求取下げ	処理終了	計	請求取下げ	処理終了	計	請求取下げ	処理終了	計	
北海道厚生局	0	0	0	7	0	7	0	0	0	7	0	7	
東北厚生局	3	0	3	14	1	15	0	0	0	17	1	18	
関東信越厚生局	本局	7	0	7	39	0	39	2	0	2	48	0	48
	千葉分室	8	0	8	15	0	15	0	0	0	23	0	23
	東京分室	11	0	11	33	0	33	0	0	0	44	0	44
	神奈川分室	3	0	3	19	0	19	1	0	1	23	0	23
東海北陸厚生局	0	0	0	30	0	30	0	0	0	30	0	30	
近畿厚生局	27	0	27	28	0	28	0	0	0	55	0	55	
中国四国厚生局	1	0	1	6	0	6	0	0	0	7	0	7	
四国厚生支局	2	0	2	11	1	12	2	0	2	15	1	16	
九州厚生局	6	0	6	20	0	20	0	0	0	26	0	26	
計	68	0	68	222	2	224	5	0	5	295	2	297	

- 注) 1 平成27年3月から同年12月までの間に請求取下げ又は処理終了となった事案の件数である。
 2 「処理終了」とは、請求者の死亡により訂正請求の処理を終了した事案である。

V 平成27年12月末現在における処理中事案の処理段階別件数

	機 構 処 理 中	厚 生 局 処 理 中									計							
		厚生局審査中			地方審議会諮問中			決定処理中			計							
		(制度別内訳)			(制度別内訳)			(制度別内訳)			(制度別内訳)							
北海道厚生局	27	国民年金	5	29	国民年金	6	5	国民年金	1	0	国民年金	0	34	国民年金	7	61	国民年金	12
		厚生年金	22		厚生年金	22		厚生年金	4		厚生年金	0		厚生年金	26		厚生年金	48
		脱退手当金	0		脱退手当金	1		脱退手当金	0		脱退手当金	0		脱退手当金	1		脱退手当金	1
東北厚生局	45	国民年金	7	38	国民年金	10	1	国民年金	1	0	国民年金	0	39	国民年金	11	84	国民年金	18
		厚生年金	38		厚生年金	27		厚生年金	0		厚生年金	0		厚生年金	27		厚生年金	65
		脱退手当金	0		脱退手当金	1		脱退手当金	0		脱退手当金	0		脱退手当金	1		脱退手当金	1
関東信越厚生局	本局	国民年金	8	79	国民年金	18	9	国民年金	1	0	国民年金	0	88	国民年金	19	338	国民年金	27
		厚生年金	242		厚生年金	59		厚生年金	7		厚生年金	0		厚生年金	66		厚生年金	308
		脱退手当金	0		脱退手当金	2		脱退手当金	1		脱退手当金	0		脱退手当金	3		脱退手当金	3
	千葉分室	国民年金	6	54	国民年金	13	7	国民年金	1	0	国民年金	0	61	国民年金	14	180	国民年金	20
		厚生年金	113		厚生年金	40		厚生年金	6		厚生年金	0		厚生年金	46		厚生年金	159
		脱退手当金	0		脱退手当金	1		脱退手当金	0		脱退手当金	0		脱退手当金	1		脱退手当金	1
	東京分室	国民年金	18	141	国民年金	31	4	国民年金	4	5	国民年金	2	150	国民年金	37	372	国民年金	55
		厚生年金	204		厚生年金	106		厚生年金	0		厚生年金	3		厚生年金	109		厚生年金	313
		脱退手当金	0		脱退手当金	4		脱退手当金	0		脱退手当金	0		脱退手当金	4		脱退手当金	4
	神奈川分室	国民年金	2	66	国民年金	12	1	国民年金	1	0	国民年金	0	67	国民年金	13	104	国民年金	15
		厚生年金	34		厚生年金	53		厚生年金	0		厚生年金	0		厚生年金	53		厚生年金	87
		脱退手当金	1		脱退手当金	1		脱退手当金	0		脱退手当金	0		脱退手当金	1		脱退手当金	2
東海北陸厚生局	国民年金	8	117	国民年金	17	14	国民年金	4	0	国民年金	0	131	国民年金	21	271	国民年金	29	
	厚生年金	130		厚生年金	98		厚生年金	10		厚生年金	0		厚生年金	108		厚生年金	238	
	脱退手当金	2		脱退手当金	2		脱退手当金	0		脱退手当金	0		脱退手当金	2		脱退手当金	4	
近畿厚生局	国民年金	26	147	国民年金	43	23	国民年金	11	0	国民年金	0	170	国民年金	54	382	国民年金	80	
	厚生年金	183		厚生年金	102		厚生年金	11		厚生年金	0		厚生年金	113		厚生年金	296	
	脱退手当金	3		脱退手当金	2		脱退手当金	1		脱退手当金	0		脱退手当金	3		脱退手当金	6	
中国四国厚生局	国民年金	1	25	国民年金	7	0	国民年金	0	0	国民年金	0	25	国民年金	7	40	国民年金	8	
	厚生年金	14		厚生年金	18		厚生年金	0		厚生年金	0		厚生年金	18		厚生年金	32	
	脱退手当金	0		脱退手当金	0		脱退手当金	0		脱退手当金	0		脱退手当金	0		脱退手当金	0	
四国厚生支局	国民年金	3	13	国民年金	2	0	国民年金	0	0	国民年金	0	13	国民年金	2	30	国民年金	5	
	厚生年金	14		厚生年金	11		厚生年金	0		厚生年金	0		厚生年金	11		厚生年金	25	
	脱退手当金	0		脱退手当金	0		脱退手当金	0		脱退手当金	0		脱退手当金	0		脱退手当金	0	
九州厚生局	国民年金	7	44	国民年金	11	1	国民年金	0	4	国民年金	1	49	国民年金	12	113	国民年金	19	
	厚生年金	56		厚生年金	32		厚生年金	1		厚生年金	3		厚生年金	36		厚生年金	92	
	脱退手当金	1		脱退手当金	1		脱退手当金	0		脱退手当金	0		脱退手当金	1		脱退手当金	2	
合 計	1,148	国民年金	91	753	国民年金	170	65	国民年金	24	9	国民年金	3	827	国民年金	197	1,975	国民年金	288
		厚生年金	1,050		厚生年金	568		厚生年金	39		厚生年金	6		厚生年金	613		厚生年金	1,663
		脱退手当金	7		脱退手当金	15		脱退手当金	2		脱退手当金	0		脱退手当金	17		脱退手当金	24

議題1 会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について

○地方年金記録訂正審議会規則（平成27年4月10日厚生労働省令第83号）－抄－

（会長）

第5条（第1項～第2項）（略）

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

（部会）

第6条（第1項）（略）

- 2 部会に属すべき委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 （略）